

森林資源を活かし、秩父地域を元気にする活動に補助金を交付！

秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町と、国、県、林業関係者で組織する「秩父地域森林林業活性化協議会」では、秩父産木材の利用促進や普及啓発、人材育成・雇用に関する事業、さらには森林・林業に関連するイベントへの支援を行います。

事業名 秩父地域森林活用等創出支援事業

対象事業 下表のとおり（令和8年4月1日から令和9年3月31日までに実施する事業）

対象者 森林組合、林業事業者、木材関係者、特定非営利活動法人、住民の組織する団体等

補助要件
 ・補助金の交付が終了した後、複数年にわたり活動が継続できること
 ・活動内容や技術等に関する情報を広く公開すること など

応募方法 申請書を5月7日(木)～6月12日(金)までに、産業観光課に提出してください。様式は産業観光課にあります。（ホームページ「森の活人」からもダウンロードできます。）

審査会 応募内容について、7月13日(月)に質疑応答及び書類による審査を秩父市役所にて行います。

交付決定 協議会での審査結果により、予算の範囲内で決定します。（7月下旬予定）

問合せ 産業観光課 ☎66・3111

① 新たな森林産業への支援	
補助の目的	秩父圏域の豊富な森林資源を活用し、特産品化を進め、新たな森林産業の育成を図る。
補助対象経費	謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
補助率	10 / 10（補助対象経費 20 万円以下の部分）、1 / 2（補助対象経費 20 万円を超える部分）
補助金限度額	1 事業につき 100 万円
こんな事業にオススメ！	<ul style="list-style-type: none"> ●秩父産材による家具、木工品等の開発をしたい！ ●秩父特有の森林資源を活かした特産品の開発をしたい！
② 森林・林業分野における人材育成・雇用への支援	
補助の目的	新規就労者や担い手の確保、育成および従業者の技能向上を図る。
補助対象経費	賃金（新規就労者分に限る）、謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、研修費、教材費
補助率	10 / 10（補助対象経費 20 万円以下の部分）、2 / 3（補助対象経費 20 万円を超える部分）
補助金限度額	1 事業につき 100 万円
こんな事業にオススメ！	<ul style="list-style-type: none"> ●従業者に資格（森林管理士、林業技師、樹木医、森林インストラクター、住宅建築コーディネーター、狩猟免許等）を取得させて人材育成につなげたい！ ●雇用を増やすため、就職セミナーに出展したい！ ●高等学校等で未来の担い手を育てる出前講義を実施したい！
③ 森林・林業に関連するイベントへの支援	
補助の目的	秩父圏域における森林・林業の活性化やPRを図る。
補助対象経費	謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料
補助率	定額
補助金限度額	1 事業につき 10 万円
こんな事業にオススメ！	<ul style="list-style-type: none"> ●「第75回全国植樹祭 埼玉 2025」の開催を契機とした森林に対する意識を、更に醸成するイベントを開催したい！ ●秩父地域内外で、秩父の森や木をPRするイベントを開催したい！ ●木育イベントや林業体験などを開催して秩父の森や木のファンを増やしたい！

※①と②は継続事業と認められる場合、平成30年度から数えて3回までの限定となりますのでご注意ください。